

平成29年第10回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年10月31日(火) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(16名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	17番	矢野正則	委員
18番	北野唯道	委員	19番	砂塚功	委員

欠席農業委員(3名)

9番	緑川喜文	委員	13番	塩田一也	委員
16番	本宮勝正	委員			

出席農地利用最適化推進委員(15名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	邊見芳正	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	円谷隆男	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(4名)

樋口幹夫	委員	矢内照美	委員
------	----	------	----

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副主査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成29年第10回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議題につきましては、農地法3条関係が3件、4条関係が1件、5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が10件、合わせて20件をご審議いただくようになります。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶を申し上げます。よろしく願いします。

会 長 改めまして、こんにちは。

秋の取り入れ等で大変お疲れの中、規模の大きい方におきましては、まだ終わっていない方もあろうかと思いますが、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。

本年の秋につきましては、もう本当に、夏からだったんですけれども、何かもう雨に見舞われまして、作業がもういつもより非常に遅れて、終了された方、まだ大規模経営の方では残っている方もあろうかと思いますが、大変苦労した稲作だったなというふうに思っております。そんな中、衆議院の選挙もありましたし、これからも政権の農業に対する扱い等について注意深く見守っていきたいと思っております。

本日、3、4、5条が10件、そして集積計画についてが10件ということで、合わせて20件ご審議いただきますが、よろしく願いしたいと思います。

ただいまより第10回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしく願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、15番、大戸文治委員、17番、矢野正則委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

9番、緑川喜文委員、13番、塩田一也委員、16番、本宮勝正委員、樋口幹夫委員、高久亨委員、飛知和金一委員、矢内照美委員の7名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

平成29年10月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその3】

以上、その1からその3までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る22日に鈴木委員と譲受人、譲渡人は遠方なので出席できないということで、申請内容を確認したところ、間違いはないということです。何ら問題ないので、皆さん、ご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫 1地区担当の円谷です。去る26日、塩田委員さんと現地調査を行いました。

譲渡人は電話で確認をしました。譲受人に現地に来ていただいて確認をしました。周辺の農地への影響もないと思われますので、皆様の審議をよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る22日に、鈴木委員と譲受人、譲渡人は都合により出られないということで、申請内容を確認したところ、問題ないということです。現地を見た限りでは、譲受人が両サイドに畑を持っているので、ちょうど真ん中であるため、移動してもいいんじゃないかということで、現地を見たところ何ら問題ないので、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年10月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇担当の深谷昭でございます。

この案件は、4条申請で3年前に申請して、現在、太陽光発電中の施設でありまして、その継続審議ということですので、何ら問題ないと思ひます。申請人とも話をしまして、現地も確認いたしましたので、協議よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

10ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があつたので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年10月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 農地法第5条その1からその2の2件については、譲渡人が同一人であり関連がありますので、一括して事務局より説明をいたさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その1からその2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします、第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 続きまして、農地法第5条その1から審議いたします。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

まず、その1から、今回の申請について、去る10月26日、譲渡人、譲受人の立ち会いのもと、高橋委員さんと内容につきまして相違ないことを確認いたしました。今回の農地転用につきまして、農地への影響については問題がないというふうに思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

次に、農地法第5条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 同じく邊見です。

今回の申請についても、10月24日、譲渡人、譲受人の立ち会いのもと、高橋委員さんと内容につきまして相違ないことを確認いたしました。今回の農地転用につきましては、周辺農地への影響については特段問題がないと思います。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、他にご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、21ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。この申請につきましては、10月26日に早津委員と現地で確認させていただいています。譲渡人ご夫婦、それから譲受人、行政事務所さんに現地のほうへ立ち会っていただいております。ここは下水道設備がないということで合併浄化槽で流れるということで、その点をお聞きしたんですけれども、下流域の地権者の方には承諾を得ているということでございました。あと、周りの農地には、及ぼす影響ですが、それは極力小さいのではないかと考えております。皆様方のご審議、よろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、26ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 信夫2地区担当の秋元です。

この件につきまして、10月24日、大戸委員さんとともに現地調査をしてきました。当日は被設定人の奥様と設定人が現地立ち会いという形で立ち会ってくれました。内容等を聞きましたところ申請どおりということでございます。何ら問題ないと思えますけれども、皆様のご審議、よろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、31ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当の邊見です。

今回の申請について、10月23日、譲渡人の妻に代理出席していただき、また、譲受人の代理人、立ち会いのもと、高橋委員さんと内容について相違ないことを確認いたしました。同じく譲渡人は都合がつかず出席できないとのことでしたので、その日のうちに高橋委員さんが電話で確認していただきました。この内容についても相違ないというふうな回答でした。今回の農地転用による周辺農地への影響は問題がないと思います。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、36ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請につきましては、28日の土曜日、立ち会いました。立ち会いされた方は齋藤茂さん、私、それから譲受人、譲渡人は遠隔地なものですから電話で確認をお願いしたいということでした。今回の申請については、申請内容のとおりということです。なお、申請地の西北側に多少畑がありますが、建物は敷地から離れて建てますので、日照は問題ないと思われま。なお、許可がおり次第、宅地造成に入るということを確認しております。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

42ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年10月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(高橋主任主査) それでは、46ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【第1号から第2号朗読】

この案件につきましては、去る10月6日に、大信信夫1地区担当委員の塩田委員、円谷委員立ち会いのもと、あっせん会議を開催し了承を得た内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第8号並びに所有権の移転第1号から第2号について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第8号並びに所有権の移転第1号から第2号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 そのほか、皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

まず、本日配付させていただいている資料をご確認いただきたいんですが、8日の視察研修の資料と、14日の県大会の資料、こちらにつきましては、それぞれ参加いただいている、該当する方のみ配付させていただいております。

その他、色のついている労賃協定表が地区ごとにございまして、その後、農の雇用事業参加者募集のチラシと、あとは最後にファイルの中に入っている農業者年金のパンフとノベルティー、マスクが入ったものをつけさせていただいております。資料に過不足がございましたら、後ほどお知らせいただければと思います。

それでは、内容のほうを説明させていただきます。

それで、補足ですが、それぞれの県大会の出欠について、後ほど事務局のほうから、電話で確認させていただく場合がありますので、その際は、再度教えていただければありがたいです。よろしく申し上げます。

では、1点目ですが、11月8日水曜日、9日木曜日の視察研修についてです。

参加者につきましては、委員の皆様から26名と多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。事務局のほうは2名、私、近藤と竹内がご一緒させていただきますので、よろしく願いいたします。

視察先は新潟市の中央農業委員会ほかとなっております。行程など詳細につきましては資料のほうでご確認いただきたいと思います。

2点目になります。

11月14日火曜日、福島市のパルセいいざかで開催されます福島県下農業委員会大会につき

まして、こちらの参加者は委員の皆様から27名と、あとは事務局2名、私、近藤と高橋がご一緒させていただきますので、よろしくお願いたします。

こちらの県大会の資料の中に「大会中の動議の取り扱いについて」というものがございまして、この動議というのは大会の会議中に予定議案以外の議題を提出することなんですが、要は当日になって新しい議案の提案はお控えくださいという内容でございまして。この部分について県の農業会議より念入りに通知がございましたので、皆様、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

また、大会の中で表彰がございまして。今回、白河からは大戸職務代理人、矢吹委員さん、本宮委員さん、秋元委員さんの4名の方が県の農業会議の会長表彰を受けられますのでご報告いたします。おめでとうございます。

3点目になります。お手元の色つきの紙で標準農作業労賃協定表の方を配付させていただきました。こちらにつきましては、地区ごとに定めている作業種別ごとの労賃の目安になっているものです。

来年の農作業労賃について、次回の総会までに委員さん各自でご検討いただきまして、来月11月の総会後に地区ごとに分かれていただいて検討会を、検討していただきまして、その中で来年度の労賃単価を決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

4点目になります。

農業者年金の資料が届いております。パンフレットとノベルティーグッズのマスク、クリアファイルなどが一緒になったものを配付させていただいております。委員の皆様からも地区の農業者の方に農業者年金のご加入についてPR方、よろしくお願したいと思っております。もし、お声がけいただく際にノベルティー、こちらの資料のほうが必要だという場合は事務局のほうに残部幾つかございますので、お声がけいただければと思っております。よろしくお願いたします。

もう一つ、県の農業会議から農の雇用事業の案内がございましたので、資料を配付させていただいております。こちらについては後ほどごらんいただければと思っております。

あとは、最後になります。次回の総会につきまして、先月ご通知しましたが、日程が変わりまして11月29日水曜日、午後2時から、こちら市役所正庁で開催いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

会長 皆様のほうから、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

今、事務局からもありました、11月8日、9日の研修、それから11月14日の県下農業委員大会、そして、11月29日次回総会までに標準農作業労賃協定表の各自の検討をお願い申し上げたいと思います。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成29年第10回白河市農業委員会総会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

(午後 3時10分)
